

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

## 佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和元年7月教育委員会会議：定例会

期 日 令和元年7月17日（水） 開会 午後3時00分  
閉会 午後4時55分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 4名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	花島 英雄
	教育総務課長	川島 淳一	学 務 課 長	林 一裕
	指 導 課 長	竹内 重幸	教育センター所長	榎本 泰之
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	鈴木 千春
	音楽ホール館長	曾山 澄雄	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫
事務局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	千々岩和代

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

- ・議決事項2件の上程

#### 2 報告事項

##### ① 教育長より1件報告

- ・7月7日開催の教頭会議について報告する。

1つ目、学校運営が円滑に進捗しているかどうかの客観的判断を行うことが大事、その判断は学校の中核に置いている教育活動が進捗しているかが判断の基準になる。例えばいじめ問題の対応について、事案を学校全体の問題として捉え、情報を共有し、組織的な取り組みを行っているかなどである。教頭としての判断を行い、成果と課題を明らかにすることが大事という話である。

2つ目として、職員との意思疎通過程で、最後の詰め作業である確認行為を行うことが重要という話である。例えば、報告、連絡、相談業務を行い、

教育方針に基づいて実践した場合、その進捗状況を必ず確認していくことが大事である。報告、連絡、相談、確認を繰り返しながら、学校組織の活性化と、ほかからの信頼を得ることが重要である。こんな話をした。

## ② 令和元年6月市議会定例会について【教育総務課長】

6月市議会定例会は、6月17日から7月10日までの24日間を会期として行われ、一般質問については6月24日から27日までの4日間行われた。教育委員会関係の質問は17名の議員から質問があり、主な内容としては、佐倉図書館の建てかえについて、学校トイレの洋式化について、給食費の支援について、公民館有料化についてなど、多岐にわたる質問があった。

質問の概要及び答弁の内容については、お手元の答弁記録により確認をお願いする。

次に、議案及び請願について、教育委員会の関係では、議案第1号として令和元年度佐倉市一般会計補正予算があった。こちらについては、民生費の一部について削除するという予算案の修正が行われた上で、起立多数で可決されている。

また、教育委員会の議案ではないが、議案第6号 佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、市が設置する施設の使用料及び利用料金に消費税増額分を加算するため、21の条例を一括して改正するものであり、教育委員会の関係としては、佐倉市教育施設使用条例、佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例、旧堀田邸佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例、佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例、佐倉市民音楽ホールの設置及び管理に関する条例が含まれていた。こちらについては、起立多数で原案どおり可決されている。

また、請願の関係では3件ございまして、このうち請願第1号「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書及び請願第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書の2つについては、起立全員で採択をされている。なお、請願第1号及び2号が採択されたことに伴い、これらの請願の内容である国に対する意見書についても、発議案第1号及び第2号として提案をされ、起立全員で可決をされている。

また、請願第3号 地下室ではなく、明るく使いやすい佐倉図書館に建て替えるよう求める請願については、起立少数で不採択となっている。

採決状況、議決結果については、議決結果一覧によりご確認いただければと思う。

## ③ 好学チャレンジ教室について【指導課長】

昨年度は、小中学校合わせて約1万3,000名の児童が参加した。また、416人程度の支援者に協力いただいた。

今年度の取り組み状況については、小学校は毎月22日から全ての学校で実施する。中学校は、学年ごとに7月下旬から8月下旬にかけて実施する。今

年度も学校からの依頼を受け、学習ボランティアの方々にも協力いただきながら、個別指導を中心に行っていく。

次に、学校以外の好學チャレンジ教室については、一昨年度より全公民館及び千葉敬愛短期大学において協力いただいている。公民館は、8月に1カ月、また千葉敬愛短期大学では7月25日から3日間開催している。詳細は別紙資料にてごらんいただきたい。

#### ④佐倉市民文化祭について【文化課長】

市民文化祭は、これまで多くの市民の方々が、年に1度各文化団体を初め市民の皆様の日ごろの練習や活動の成果を発表する場として、またさまざまな芸術文化に触れる機会にもなる恒例行事として実施している。ことしの開催期日は、9月28日土曜日から11月23日土曜日までの予定で、初日となる9月28日には、これまでと同様にことしも市民音楽ホールにおいてオープニング行事を開催する。このオープニング行事では、文化祭のダイジェストのような感じとなり、まず10時から開会式典、表彰等を行い、その後8団体による舞台発表を行う。あわせて、ロビーで8団体の展示発表、お茶のサービスなどもある。

ほぼ2カ月にわたる期間中、主催事業としては21団体が、延べ25会場で展示会や大会などを開催するほか、協賛事業として佐倉郵趣会による切手展も予定されている。できるだけ多くの方に各会場にご来場いただき、市民の皆さんの文化活動に直接触れていただければと考えている。

#### ⑤小中学校、幼稚園のエアコンの整備状況について【教育総務課長】

学校のエアコンの整備については、本年3月から工事に着手をして、ゴールデンウィークや土日などを活用して順調に工事を進めている。6月末時点においては、全体で約6割程度の進捗状況となっており、7月末には85%程度の進捗を予定しているところである。事業者からは、おおむね予定どおり進捗している旨の報告を受けているので、予定どおり9月当初からは全小中学校、幼稚園においてエアコンを運転できる予定で進んでいる。

#### ⑥いじめの状況について【指導課】

6月末日までのいじめの状況について、認知件数は252件報告されている。昨年度の同時期と比較すると、23件増の状況である。内容は、冷やかしからい、悪口等が全体の5割を超えているが、先月同様に物隠しや物を壊す等が1割強ということになっている。夏季休業は家庭に居場所が移るが、子どもたちの情報には日ごろ以上にアンテナを高く対応するとともに、気になる子どもたちに対しては家庭訪問や電話連絡等を積極的に行い、新学期のスタートがスムーズに進むよう指導していく。

また、7月12日の金曜日に、いじめ問題対策連絡協議会を開催した。法務局、佐倉警察、中央児童相談所を初め県、市の関係部局及び団体の13名と市教委7名の20名が集い、特に基本方針の改定及び今年度のいじめの状況、各団体の取り組み等について協議した。今後も連携をさらに深めていく。なお、

8月5日月曜日に、いじめ対策調査会を開催する予定であることを申し添える。

⑦感染症について【指導課長】

6月18日から7月16日までの感染症の状況については、感染性胃腸炎が26名、溶連菌感染症が25名、水ぼうそうが4名の罹患となっている。また、第27週の印旛保健所管内の手足口病届け出数は、定点当たり16.56人で、警戒値を大きく上回っている状況である。市内での罹患者は、幼稚園、保育園の園児を中心に22名となっている。

今学期は、感染症への罹患が非常に少ない状況が続いているが、今後も手洗い、うがい等の予防を徹底し、指導を継続していく。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。今、指導課長がお話しになったように、手足口病が第28週、先週7月8日から7月17日で印旛郡内の定点当たり20.1まで上がった。ただこれは乳幼児の感染症なので、小学校にはそれほど波及はしないと思うのだが、家庭で小さい子どもさんが兄弟でということだと、ちょっと気をつけなければいけないと思う。夏休みに入るのだから、これから広がることは余りないと思うが、気をつけていただきたいと、幼稚園、保育園の方にとってだが。

あと、溶連菌と感染性胃腸炎は、ずっと減少傾向にあるので、これからはまず問題はないと思う。

【委員1名より】

佐倉市学力向上プラン「好学チャレンジ教室」について、各学校の一覧表のほうで一番右端に、派遣希望のマルバツということで記述があるが、こちらは学習支援者の方の、要は学校の先生以外の方の希望をするか、しないかということによいのか。

【指導課長】

学校の開催の人数、また教員の数によって足りないのだから、もしそういう希望があればということで聞いている。退職した校長先生や元教員の方、また千葉敬愛短期大学の学生など、いろいろなところから一括して指導課が受け付けをして、足りないところには応援に行ってくださいというようなシステムで、より個別に対応できるようにしているものである。

【委員1名より】

派遣希望のある、なしにかかわらず、たくさんの方が夏休みにかかわらず、子どもたちのために指導に当たってくださることなので、それから毎年いろいろと試行錯誤をしながら、各学校も好学チャレンジ教室のほうを取り組んでくれているのかなというふうに思う。この自由参加型、指名参加型問わず、1学期、前期などの苦手を引きずらずに、よりよい夏休みに、また2学期へとつなげていけるように、指導をお願いしたいと思う。

【委員 1 名より】

好学チャレンジ教室について、各学校での取り組みで、対象のところでは自由参加型と指名参加型という 2 つの型を、多分各学校それぞれとっていると思うのだが、これは当然参加人数、例えば自由参加型だと当日の人数が決まると、指導者の数が足らなくなるという事態が起こってくるのか。そういうことは余り心配しなくてよいのか。

【指導課長】

自由参加型は事前に参加を求める。また担任からこういうことがあるのだけれども、参加してみないという呼びかけも当然あるので、それに関しては子どもたちの状況を見て学校で判断をしていくということになる。

【委員 1 名より】

自由参加型って、当日いきなりということではないということ、そういうことではないわけか。

【指導課長】

はい。

【委員 1 名より】

要するに、先生のほうで指名しない形をとると、それだけのことか。

【指導課長】

はい。

【委員 1 名より】

理解した。

【委員 1 名より】

この前テレビでやっていたが、柏で 30 年間無免許運転の教員がいたということで大騒ぎしていた。ああいうことがあると、必ず教員に対する信頼というのを取り戻すのは大変なことだと思うのだが、この事件を受けて、まさか柏でもそんなことはないと思っていたのだが、佐倉でも「いや、うちはないだろう」というふうに思われていると思うが、それに対するチェックとか対応というのは、こちらのほうでアクションを起こしたことはあるか。

【学務課長】

基本的には、我々場所柄、学校の位置が駅から離れているということもあって、車で通う職員が多い。4 月当初に必ず免許証を確認してコピーをとってやっている。また、電車通勤の者は別なのだが、事前に 4 月に必ず確認している。また、この間の事件を受けて再度学校に通知をして、もう一度確認するように指示はしたので、佐倉は大丈夫である。

【委員 1 名より】

9 月に中学の運動会があるが、組み体操について今どういうふうになっているのか。

【指導課長】

中学校においては、組み体操という形でプログラムを組んでいるのは 1 校になる。その 1 校に関しても、4 年前にその学校は国の講習会に参加をして、そのガイドラインに沿った内容で実施をしているということになる。

【委員 1 名より】

わかった。では、安全配慮で十分できているということでもいいのか。

【指導課長】

はい。

### 3 協議事項

協議事項（1）特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

教育総務課長より上程協議題の説明

内容：本条例については、市長部局が所管する条例となっており、8月定例市議会への上程についても市長部局において提案をするが、改正の内容の中に教育委員会が任用する職が含まれていることから、この部分について協議をお願いするものである。

資料の1ページ、1の対象例規については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例となる。

2の条例改正に係る背景であるが、平成29年5月に地方公務員法が改正され、令和2年4月1日から非常勤職員及び臨時的任用職員の任用について大きく2つの制度改正が行われる。改正の1点目は、臨時的任用職員、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されることとなる。2点目は、法律上一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、会計年度任用職員が創設されて、その採用方法や任期等が明確化されることとなる。

今回の条例改正は、1点目の特別職非常勤職員について定めた条例となるが、特別職非常勤職員について規定している地方公務員法第3条第3項第3号に規定される臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる職については、これまで明確な任用要件がなかった。今回の改正により、専門的な知識経験または識見を有する者がつく職であって、当該知識経験または識見に基づき助言、調査、診断その他、総務省令で定める事務を行う者に限るという規定が追加された。これにより任用要件が厳格化されている。このことによって、当該限定された職以外の職については、任用することができなくなった。

これらに基づいて内容の精査等を行ったところ、教育委員会では学校教育相談員、社会教育指導員が特別職非常勤職員に該当しないと認められたことから、この2つの職について本条例から除こうとするものである。

3の対応方針としては、学校教育相談員、社会教育指導員を条例の別表から除外、削除し、新年度からは会計年度任用職員として整理することとする。

資料の2ページ、4の改正の予定としては、本日教育委員会会議に協議題として提案して、次回8月の定例教育委員会会議に議案として提出させていただく予定である。また、市長部局において8月の定例市議会に議案として上程させていただき、条例の施行日としては、法律の施行日と同じく令和2年4月1日の施行を予定している。

資料の3ページには、今回の条例改正に係る別表1の新旧対照表を掲載している。

また、資料の5ページ以降については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を掲載している。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（2）佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の一部改正について  
学務課長より上程協議題の説明

内容：資料の1ページ、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が、令和元年5月17日に交付された。これにより公立幼稚園も無償化の対象となることから、保育料を定めている佐倉市立幼稚園園児保育料徴収条例の一部改正が必要になる。公立幼稚園の無償化の対象は、通常の保育料と預かり保育料の2つとなる。

初めに、1つ目として通常の保育料は、教育時間を対象とした保育料を指す。現行の月額6,000円の保育料をゼロ円とする内容の改正を行う。これは全員が無償化の対象となる。

次に、2つ目の預かり保育料は、通常の教育時間終了の17時までの時間を対象としている。こちらは時間当たり150円となっている。このうち保育の必要性がある子どもの認定を受けたものについて、これは2号認定と言われて、上限はあるが、無償化の対象となる。預かり保育料の算定等に必要事項は、別に規則で定めることになるので、この旨を2ページにある条例に記載している。今後は、8月の定例教育委員会会議に議案を提出し、市議会定例会に議案を上程、10月1日の施行を予定している。

《協議事項についての質疑概要省略》

協議事項（3）佐倉市民音楽ホールの管理運営に関する規則の一部改正について  
音楽ホール館長より上程協議題の説明

内容：資料の1ページ、このたびの一部改正については、2の背景にあるように、令和元年10月1日から現行8%の消費税率が10%に改正されることに伴う使用料の改正である。市民音楽ホールの使用料のうち、貸し館の使用料に当たる施設使用料については令和元年6月市議会定例会において、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の中で他の施設とともに議案を上程し、可決されたので、同期日より消費税率10%に対応した額に改正されることになっている。

これを受けて、3の対応方針にあるように、佐倉市民音楽ホールの管理運営に関する規則第5条第2項の規定により、別表で定めております舞台、照明、音響、映写設備、楽器の基本設備の品目別使用料について、消費税分の加算割合を100分の108から100分の110に改めようとするものである。

4、改正の予定については、次回8月の定例教育委員会会議に議案を提出させていただき、制定決裁を経て10月1日から施行する予定である。なお、制定決裁後には、案内掲示やチラシの配架を初め、市ホームページに掲載するなど、市民の皆様への十分な周知に努めていく。

5、その他について、今回の規則の一部改正は、佐倉市行政手続条例第38条第4項第2号、納付すべき金銭について定める法令又は条例の制定又は改

正により必要となる当該金銭の額の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法令又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするときに該当する。このような場合には、市民意見公募手続を要しないとされていることから、手続は実施せず、その理由を公表するものとする。

続いて、次の2ページから5ページにかけて、各備品設備の改正前後の額の表となっている。算出した使用料の額については、全庁的な取り扱いにより10円未満切り捨てとしていることから、改正前の額が540円未満の場合、今回の消費税率改正に伴う額の変更は生じない。

#### 《協議事項についての質疑概要省略》

#### 4 議決事項

議案第1号 教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について  
教育総務課長より上程議案の説明

内容：点検評価報告書（案）については、前回6月の教育委員会会議でご協議をいただき、ご意見、ご指摘等をいただいた点について、文章表現の修正、記述の加除などを行っている。かがみ文の次に協議事項での指摘事項等による修正点等の資料を添付しているので、点検評価報告書（案）の本文とあわせてごらんいただければと思う。

それでは、主な修正点についてご説明する。まず、修正点資料では1ページの1項目め、報告書（案）のほうでは3ページの1行目となる。施策2、佐倉の教育への市民参加の促進を図りますに関して、市民文化祭の記述で芸術文化団体が団結・協力するという記載の団結という言葉が強過ぎるのではないかというご指摘をいただき、これを連携という表現に改めさせていただいている。

続いて、修正点資料では1ページの2項目め、報告書（案）では4ページとなる。4ページの中段あたりにある基本方針4の施策7、安心して学べる教育環境の整備を図りますの5行目から6行目にかけてとなる。通学路の安全確保のための巡回パトロールにおいて、委託警備業者のみが青色回転灯装着車を用いたパトロールを行っているような記載となっている。また、他のページの記載との整合がとれていないのではないかというご指摘をいただいた。実際には、委託警備業者、教育委員会事務局職員の両者とも青色回転灯装着車を用いた巡回パトロールを行っているので、両者が行っていることがわかるような記載に改めさせていただいている。

続いて、修正点資料の3項目めから5項目めまでについては、元号や記載内容の不足等があったので、事務局において加除、修正等をさせていただいた。

続いて、修正点資料では1ページの一番下、報告書（案）では9ページの中段となる。佐倉教育ビジョンと教育ビジョン後期推進計画に関する記載中、それぞれの計画期間の終期が異なっていることについてご意見をいただいている。このため、9ページの中段あたりの小さい字にはなるが、現行の佐倉教育ビジョンについては、上位計画に当たる第5次佐倉市総合計画と始期を



合わせ、1年前倒して終了するものとし、令和2年度からは今後策定する次期佐倉教育ビジョンに移行する予定であるという旨の記載を注釈として加えさせていただいた。

続いて、修正点資料では裏面の2ページの1項目め、報告書(案)では14ページの下から2段目のところになる。ナンバー35、市民文化祭の開催の一番右の表が理由の部分について、先ほどの説明の中にもあったが、芸術文化団体が団結・協力という文言を連携というように表現を改めている。

続いて、修正点資料2ページの2項目め、報告書(案)では16ページになる。ナンバー17、社会人を活用した教育の推進の評価理由の欄について、具体例を入れたほうがよいというようなご意見をいただいたので、括弧書きで昔の遊び、農業体験、和楽器体験などの具体例を加えさせていただいている。

続いて、修正点資料2ページの3項目め、報告書(案)では28ページになる。教育懇話会の開催の事業評価シートについて、2つ目の実施スケジュールの表、第1四半期の欄、右側の進捗概要の中の4行目、修正前は②調整中という表現だったが、事業実施後の表現としてはふさわしくないのではないかというご指摘をいただき、開催校決定に向けた調整という表現に改めさせていただいた。

最後に、修正点資料の2ページの一番下、報告書(案)では41ページになる。市民文化資産の保全と活用の事業評価シートについて、下の表の事務執行に係る自己点検評価の表の評価の理由の欄の記載について、評価がBであるにもかかわらず、記載内容が消極的な記載となっているとのご意見をいただいたので、評価に沿うような積極的な表現に改めさせていただいた。

以上が前回ご指摘等をいただいた点の修正内容等である。なお、本日議決をいただいた際には、8月中に学識経験者の意見をいただき、その意見を加えた点検評価報告書を9月に市議会へ提出するとともに、ホームページ等で公表したいと考えている。なお、学識経験者の意見については、本会に対していただくものなので、教育委員会会議での審議対象とはしていないが、本日の教育委員会会議では45ページまでの事務局作成部分の報告書(案)についてご審議をお願いします。

《議決事項についての質疑なし》

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市学校管理医の委嘱について

指導課長より上程議案の説明

内容：既に平成31年2月の教育委員会定例会において、平成31、32年度の学校管理医委嘱議案について決議されているが、佐倉市立佐倉中学校の学校管理医をお務めいただいていた伊達太郎先生が体調不良のため佐倉中学校学校管理医を退任したい旨申し出があった。それに伴い、後任について、印旛郡市の医師会佐倉地区代表に推薦依頼したところ、次のページのとおり学校管理

医委嘱候補者として佐藤仁先生の推薦があった。佐藤先生には、平成31年度から佐倉中学校学校医として、令和2年度末まで委嘱をお願いしているところである。このたび佐倉中学校学校管理医として委嘱する。

したがって、2ページにある学校管理医委嘱名簿17番に追加した。

3ページは委嘱状、4ページ以降に佐倉市学校管理医設置要綱を添付している。

《議決事項についての質疑なし》

《議決結果》

可決

議案第3号 令和2年度使用教科用図書の採択について

学務課長より上程議案の説明

(期日を指定して公表するもののため、これより秘密会とする。)

内容：令和2年度使用教科用図書の採択について説明する。

今年度の採択対象は、小学校の検定図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書、中学校の検定図書で、使用は令和2年度からである。

初めに、1ページ目、令和2年度使用教科用図書については、令和元年度教科用図書印旛採択地区協議会会長から小学校の検定図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書、中学校の検定図書の選定結果について報告があった。これは7月5日、成田市役所で開催されました印旛採択地区協議会において協議された結果について送付されたものである。採択地区協議会においては、種目ごとに専門調査委員会の調査報告を受け、協議、選定が行われたとのことである。

1ページ目が選定された小学校検定図書、続いて2から5ページ目までが選定された学校教育法附則第9条の規定による一般図書、6ページ目が学校教育法附則第9条に規定される一般図書のうち、印旛採択地区協議会の選定から外れた図書、7ページ目が選定された中学校検定図書である。

1ページ目、小学校の検定図書であるが、全ての種目について新たに採択される。今回の印旛採択地区協議会の選定結果は、1ページ目にあるとおり、外国語を除き現在使用している教科書の発行者ものものが選定されている。外国語については、初めての採択となり、教育出版が選定された。印旛採択地区協議会は、茅野教育長、関山教育長職務代理にご出席いただいた。専門調査委員会調査員からは、選定された各種目の教科書の主な特色として、次のような報告をいただいているので紹介する。

配布した黄色の冊子、令和2年度使用教科用図書調査報告書、小学校用は、ページが振ってないので、発行者名で大変だが、確認いただければと思う。

まず、国語の教育出版である。1点目として、学習課程の中に見通しと振り返りを位置づけ、主体的な学びを促している。2点目として、表現の題材を中心に他教科の学習に合わせて取り組める学習活動が設定されている。3点目として、巻末に付録としてさまざまな学習場面に応える補充的、発展的

な資料が示されている。

続いて、書写である。教育出版である。1点目として、楽しく学び、自分も書いてみたいと思うような場面が教材化され、書き方のポイントや伝え合う力を育むための工夫がなされている。2点目として、学習課程が明確で、どのように学ぶか、見通しを持ちやすくなっている。

続いて、社会科である。東京書籍である。1点目として、他の教科の内容を意識した教科横断的な広がりや考慮した扱いになっている。2点目として、つかむ、調べる、まとめるにより、児童に学習の見通しを持たせる工夫がなされている。また、地図、東京書籍では、1点目としてイラストや写真を多く使い、主体的な学びを喚起する工夫がなされている。2点目として、多彩なキャラクターにより学習の手がかりが示されている。

続いて、算数である。東京書籍である。1点目として、身につけるべき数学的な見方、考え方が下線つきで明示され、深い学びを可視化する工夫もなされている。2点目として、数学的活動を焦点化し、対話を通して問題解決に取り組む構成である。3点目として、日常生活の場面や郷土、国際社会に関連した素材を多く扱っている。

続いて、理科、大日本図書である。1点目として、見通しを持つ場面や考察の場面で、自分の考えを妥当なものにする場を多く設け、対話を通して学びが深まるよう工夫されている。2点目として、文書は端的でわかりやすく、会話を取り入れ、理解しやすい工夫がなされている。3点目として、児童の発達段階や学習の系統性を踏まえたものとなっている。

続いて、生活である。大日本図書である。1点目として、単元の導入では、見開き写真を用いて児童の主体的な活動が始まる工夫がなされている。2点目として、地域や学校の実態に応じて活動が選択できるように、多様な活動を例示し、広がりを持たせている。3点目として、触って楽しい表紙の工夫がなされ、文字サイズやフォント、色が適切となっている。

続いて、音楽である。教育出版である。1点目として、学び合いについてのヒントが示されており、共同的な学びを引き出すよう配慮されている。2点目として、思いや意図をもって表現するための学習内容が示され、音楽を形づくっている要素をわかりやすく示している。3点目として、日本や諸外国の伝統音楽を豊富に取り上げ、音楽の多様さやおもしろさを感じ取れるような配慮がなされている。

続いて、図画工作である。開隆堂出版である。1点目として、児童の作品や学習の進め方などを取り上げ、造形的なよさや美しさについて考えられるようになっている。2点目として、振り返りの項目を明示することで学びの充実が図られるように配慮されている。3点目として、多くの材料やさまざまな技法を使った造形活動を通して、実生活が楽しめるよう配慮されている。

続いて、家庭である。開隆堂出版である。1点目として、実践的、体験的活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質能力が育まれるよう配慮されている。2点目として、目標と評価を重視し、学習を振り返り内容が定着するように工夫されている。3点目として、実習や生活は見開きページや背景色を活用し、横流れの見やすいレイアウトに工夫されている。

続いて、保健の大日本図書である。1点目として、言語活動が活発に行えるよう、話し合い活動の項目が設定されている。2点目として、ICTを効

果的に活用し、情報技術を手段として活用できる力を育む工夫がされている。3点目として、自分の体や生活など身近な事例が多く取り上げられ、学習したことを家庭や地域で活用できるようになっている。

続いて、道徳である。教育出版である。1点目として、考えよう、深めよう、つなげようという学びの手引を通して、児童が考え、議論しながら学びを深められるよう構成されている。2点目として、いじめの防止、情報モラルなど重要指導事項については、発達段階に応じて系統的に学習できるようになっている。3点目として、どの学年も発達段階に応じて狙いが系統的に組織され、確かな学習となるよう配慮されている。

初めて選定された外国語の教育出版である。1点目として、ペアやグループで取り組むコミュニケーション活動が充実している。2点目として、単元のゴールを見通し、聞いてなれ親しむ活動から、徐々に発信活動へつなげる構成になるように工夫されている。3点目として、自分のことから学校や地域、国内、海外と徐々に話題の視点が広がっていくように構成されている。

続いて、令和2年度の使用される学校教育法附則9条に規定される一般図書についてご報告する。

まず初めに、印旛採択地区協議会で選定された図書について説明する。これらの図書については、採択する図書としてご審議いただくようお願いする。お手元の資料で、2ページに国語、3ページに算数・数学、4ページに生活・社会、5ページに職業・家庭、外国語があるが、この場では昨年度採択された図書は内容に変更等がないので、説明を割愛させていただき、本年度新規に採用された図書についてのみ、専門調査員の資料をもとに簡潔にご説明させていただきます。

まず、採択するものとしてご審議いただきたい新規の図書は3冊である。1冊目は、4ページの生活・社会の30番、音と遊ぼうシリーズ31、「おてほんのうたがながれるてあそびうたえほん」である。別冊の青い表紙の冊子である。こちらもページが振ってないので、ご了承願う。まず、1点目、音と遊ぼうシリーズ31であるが、その冊子の後半のほうである。1点目として、個人でできるものから複数で遊ぶ歌まで取り上げられており、実態に応じて活用できる。2点目として、歌詞は平仮名と片仮名で書かれていて、わかりやすく書かれている。

続いて、2冊目は、資料の4ページの生活・社会31番の「学校では教えてくれない大切なこと、(6) 友達関係(気持ちの伝え方)」である。青い冊子の次のページである。先ほどの一般図書の次のページである。1点目として、人間関係の中で、よりよい気持ちの伝え方が学べるようになっている。2点目として、漫画、イラストの吹き出しによって、わかりやすく表現されている。

3冊目は、資料の5ページの職業・家庭21番の「くらしに役立つ家庭」です。青い冊子の後半のほうである。後ろから3枚目のページである。3枚目のページ裏側である。1点目として、自立した生活を送るために必要な基本的な知識や技能が取り上げられている。2点目として、写真やイラスト、図解が効果的に使われている。

採択するものとしてご審議いただきたい新規本については、以上の3冊である。

続いて、令和2年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される一般図書のうち、印旛採択地区協議会の選定から外れた図書についてご説明する。昨年度までに選定から外れた図書については、6ページにある14冊となる。今年度新たに選定から外れた図書はない。この場では、先ほどと同様に、昨年度まで採択されていなかった図書の内容等についての変更はないので、説明は割愛させていただく。

6ページにある14冊については、採択しないものとしてご審議をお願いする。ここで改めて確認をさせていただく。令和2年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される一般図書については、前半に説明させていただいた新規の図書3冊と一覧表の2ページから5ページに掲載されている図書は、採択するものとなるので、ご審議をお願いする。また、6ページにある一覧の14冊については、それぞれの本の中にいじめにつながる言葉や不適切な表現が使われており、授業で扱うことは適切でないとの理由から、印旛採択地区協議会の選定からは外れているので、本市の学校教育法附則第9条に規定される一般図書の採択においても、この14冊は採択しないものとしてご審議をいただきたい。

令和2年度に使用される学校教育法附則第9条に規定される一般図書についての報告は以上である。

次に、7ページ、令和2年度に中学校で使用する教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条の規定により、4年間は同一の教科書を採択することとなっている。本来であれば、平成28年度から令和元年度までの4年間で、本年度は中学校の教科用図書の採択年に当たっているが、教科書会社から新たな検定教科書の送付が行われなかったために、これまで発行されている教科書の中から特別の教科道徳を含めた教科書について、来年度使用する教科用図書の採択をすることとなる。実際には、発行されている教科書の中から、現在使用している教科用図書を採択しているので、来年度についても本年度使用している教科用図書と同じ教科用図書を採択していただくことが望ましいと思われる。したがって、印旛採択地区協議会においては、中学校は資料の7ページの記載のとおりとなり、このことについてもご審議のほどよろしく願います。

なお、令和2年度に使用する中学校の教科書については、印旛採択地区協議会で確認されていることをご報告させていただく。

最後になるが、この教科用図書等の選定結果については、印旛採択地区協議会事務局より通知があるまでは部外秘となっているので、よろしく願います。

(休憩)

#### 《議決事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

先ほど話にもあったが、QRコードについて、休憩の時間でもう一度確認をさせていただき、話を伺ったところによると、これは授業中タブレット等で活用されるのはもちろんのこと、授業を欠席してしまったお子さんもおうちで、またそれを確認できるという仕組みになっているそうなので、こうい

うのは保護者の立場としても、授業に出られなかったときというところも含めて、また授業に出ていても、自宅のほうでより深く学べるというところが非常にありがたいアイテムだなというふう感じた。時代の流れというところも含めて、今の教科書の進化に感動したところである。

**【学務課長】**

教科書によってはQRコードがついているもの、ついていないものがあるが、委員がおっしゃるように、ついているものについては家庭でも予習、復習でQRコードを使って個人の個別の学習ができるようになっている教科書があります。

**【教育長】**

道徳の教科書について、いわゆる道徳は特別の教科道徳というが、この教科書は考えたり深めたり、つなげるということと、それとその学習内容、目的、学習目標に照らした考えを深める、つなげるというものを問いかけが極めて一致しているように思った。と同時に、ノートを独自に各学校はノート指導しているから、教科用図書に記載するよりもノートを独自につくって、道徳の授業のオリジナリティーを出す上では、当該教科書はそのようにしているのかなというふうには思う。そういう部分で選定するには、大変貴重な図書だというふうには私は考えている。

あわせて、教材は初めに内容のキーワードとか吹き出しが問いかけにきちっと明示されているのも、子どもの教育にはいいのかなと思った。

外国語については、やはり今国から出ている教材、それが今度5、6年生は国から出ている教材がなくなり、それにかわって教科用図書が出てくるので、その国から出ている学習教材と極めて違和感のないような教科用図書を選ぶほうが、学校の教員にとっても、指導者にとってもいいかなというふうに思う。そういう部分で緩やかに、教科用図書を通して外国語を学ぶという視点では、この教科用図書は適切なのかなというふうに思った。そういう部分で、教員の側も、子どもの立場からも学習を効果的に進める上でいいということ、それから外国語嫌いにならないような内容が適切に盛り込まれていて、ある一定の盛りだくさんではないというか、そういう部分で子どもたちには極めて外国語嫌いにならないというとあれだが、取っつきやすい部分もあるのかなというふうには考えている。

**【委員1名より】**

今、教育長からお話があったとおり、特別の教科道徳について、また外国語について、それ以外の教科についても、基本的には先生方のご指導されやすい教科書を採択という形で問題ないのではないかと。

**【学務課長】**

教科書の選定に当たっては、現場の教員の思いも調査に反映されているので、やはり一番大事なのは授業者が使いやすいということなので、委員のおっしゃるとおりである。

**【委員1名より】**

ありがとうございます。先生方が教えやすいということは、子どもたちも聞いていてわかりやすいということだと思うし、先ほどQRコードもこれもそうだが、保護者もぜひ手にとって見ていただくと、本当に教科書は大きく、カラフルだったり、いろんな工夫がなされているなというのを感じるの

で、そういったところで現場の声も反映されているということで安心した。

**【教育長】**

教科用図書を選ぶときに、内容も1つだが、許可書のサイズ、それから上巻、下巻と合冊になっているものと別冊になっていると、今子どもたちは登下校もあるので、教科書の重さも配慮しなければいけない。そういうサイズとか盛り込んでいる内容、そういったものも含めて採択の1つの基準にした委員も多くいらしたし、今学務課長が話したとおり、子ども、指導者の視点に立って選定していたという状況である。

《議決結果》

可決

5 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

令和元年8月定例会 8月21日（水）午後2時00分より

社会福祉センター2階会議室